

# 公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき随時  
監査（工事監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次  
のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 7 日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 須 藤 智 子

# 工事監査結果報告書

監査対象工事	下本町休憩所撤去工事
監査実施日	平成31年1月29日(火)
監査場所	岩倉市役所監査委員事務局室及び工事現場
監査概要	<p>この監査は、工事の契約書、設計書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取することにより実施した。</p> <p>なお、監査にあたっては、専門的知識を必要とする技術面において、公益社団法人 大阪技術振興協会の協力を得て実施した。</p>

## 下本町休憩所撤去工事

### 1 工事内容説明者

#### 調査出席者

建設部	部長			片岡和浩
〃	維持管理課	課長		高橋太
〃	〃	維持グループ	統括主査	吉田ゆたか
〃	〃	〃	技師	後藤麻衣
総務部	行政課	契約検査グループ	主幹	井手上豊彦

工事受注者 株式会社 大栄企業  
現場代理人（主任技術者） 岩崎正治

### 2 工事概要

(1) 工事場所 岩倉市下本町地内

(2) 工事内容

下本町休憩所を撤去して通常の護岸として復旧する。

(3) 工事概要

河川土工 : 掘削  $V=20\text{m}^3$   
床掘り  $V=70\text{m}^3$   
埋戻し  $V=60\text{m}^3$   
法覆護岸工 : コンクリートブロック積  $A=22\text{m}^2$   
仮設工 : 工事用道路盛土  $V=190\text{m}^3$   
: 暗渠排水管  $L=36\text{m}$

(4) 工事受注者

株式会社 大栄企業

(制限付一般競争入札(10社)、予定価格事前公表、電子入札)

(5) 設計及び工事監理

設計 : 株式会社 中部テック

工事監理 : 直営

(6) 事業費

予定価格(税込) 16,414,920 円

契約金額(税込) 15,660,000 円 (うち消費税及び地方消費税 1,160,000 円)

(7) 工事期間

平成30年9月19日から平成31年3月15日まで

(8) 進捗状況 (平成30年12月末日現在) 変更工程表より

計画出来高 54.5%

実施出来高 56.0% (計画より1.5%早い)

なお、平成31年1月末日の計画出来高は72.5%である。工事監査実施日は1月29日であるため1月末の履行報告は未提出であったが、計画工程どおりに進捗している状況であった。

(9) 工事監督職員

主任監督職員 吉田 ゆたか (建設部維持管理課維持グループ統括主査)

専任監督職員 後藤 麻衣 (建設部維持管理課維持グループ技師)

3 調査所見

3-1 書類関係

- (1) 金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている (地方自治法第234条)。契約保証金については、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正である。

1,566,000円

[東日本建設業保証株式会社：契約金額の1/10以上]

- (2) 前払金保証については、「岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」第4条 (前金払の割合等) に基づき工事受注者より請求がなされ、適正に支払われていた。

6,200,000円

[東日本建設業保証株式会社：契約金額の4/10以内]

- 中間前金払についても、「岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」第5条 (中間前金払) に基づき適正に支払われていた。

3,100,000円

[東日本建設業保証株式会社：契約金額の2/10以内]

(3) 入札状況について

- ・公告日 : 平成30年8月20日
- ・参加申込期間 : 平成30年8月20日～平成30年9月3日
- ・入札受付 : 平成30年9月4日～平成30年9月5日
- ・開封・開札日 : 平成30年9月6日

本工事は、「岩倉市一般競争入札実施要領」(平成28年10月1日施行)、「岩倉市予定価格等公表事務取扱要領」及び「岩倉市電子入札実施要綱」に基づき、適正に執行されていた。

見積期間は、「平成30年8月21日 (公告翌日) ～平成30年9月5日」であり、

建設業法第 20 条第 3 項、建設業法施行令第 6 条第 3 項に規定された必要な見積期間「予定価格 500 万円以上 5,000 万円未満（10 日間以上）」は確保され適正であった。

(4) 契約関係書類

工事請負契約書は、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正に作成されていた。

(5) 現場代理人及び主任技術者届、工事下請負届等

「現場代理人及び主任技術者届」は適正に整備されていた。

「施工体系図」、「工事下請負届」は共に整備されていた。施工体系図を作成し、下請負人の技術者資格の写しと共に整理され、見やすくファイリングされていた。

(6) 監督職員通知

建設業法第 19 条の 2 第 2 項の規定により工事受注者に書面で通知し、適正であった。

本工事に指名されている監督職員は、「岩倉市工事監督要領」に準拠していた。

(7) 建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度へ加入している。

「掛金収納書」を確認したところ 10 日券の購入であったので、より現場実態に近づけるように 1 日券購入の指導をお願いします。

なお、事業者が負担すべき法定福利費は積算上、現場管理費の一部として現場管理費率に反映されて計上されている。

※ 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

※ 「愛知県土木工事現場必携（平成 30 年 4 月）」（P2-74）より

建設業退職金制度（以下、建退協）への加入が必要な場合、同制度に請負者は加入する。対象となる労働者の数と日数を把握し、証紙を必要枚数購入する。

建退協に加入した場合、請負者は監督員へ掛金収納書を提出しなければならない。ただし、自社及び下請負会社全ての作業員に対しての退職金制度がある場合は必要ない。

(1) 掛金収納書：請負者から監督員へ提出

(2) 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書等、配布枚数が確認できる書類（受け払い簿等）：監督員から請求があった場合、提示

(3) 標準仕様書第 1 編 1 - 1 - 49

(4) 契約後 1 ヶ月以内に提出（例外措置あり。詳しくは以下の注意事項を参照のこと）

注意事項

(1) 建設業退職金制度に加入している場合、標識を掲示する。

→ 様式は、建退協支部で交付を受ける。

(2) 掛金収納書を契約締結後 1 ヶ月以内に提出できない場合は？

→ 提出できない理由（作業員の数確定しない等）、提出が可能となる時期を書面にして監督員へ提出。様式は請負者の任意。また、社印等は必要無い。

(3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は？

→ 愛知県が発注した他工事において、購入した証紙であれば使用を認める。ただし、その場合は、残数、愛知県が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。監督員が確認し、使用を認める。

また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を書面にして提出する。

例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用した枚数）を請負者に提示してもらう。（購入した枚数－使用した枚数で、余っている枚数が分かる。）

### (8) 工事保険契約

労災保険について、工事契約金額が 1 億 8,000 万円未満（税抜き）であるため、「一括有期事業開始届」を確認し適正であった。

また、建設工事保険・賠償責任保険加入証明書（控え）も確認し適正であった。

## 3 - 2 設計・積算に関する書類

### (1) 設計に関する書類

#### ア 設計方針

- ・ 現況断面、現況河床の状況及び県河川整備計画図から排水諸元を推定し、設計計画及び水理計算を行い、計画河川の構造、敷高、勾配、壁高を決定する。
- ・ 仮設工について、現場状況、工程及び河川水位年表を考慮し、仮締切、仮

設排水管、工事中仮設道路の形状を決定する。

イ 設計について

「下本町休憩所撤去工事測量設計業務委託 設計報告書 平成 30 年 3 月」を確認した。計画・設計図書等の関係書類は整備され適正であった。

【実施設計に使用した基準、指針】

図書の名称	発行年月	著 者
設計業務等共通仕様書	平成 29 年 10 月	愛知県建設部
測量業務共通仕様書	平成 29 年 10 月	愛知県建設部
愛知県公共測量作業規程	平成 20 年 4 月	愛知県建設部
河川管理施設等構造令	平成 12 年 1 月	日本河川協会
河川構造物設計要領	平成 28 年 11 月	国交省中部地方整備局河川部
河川堤防の構造検討の手引き	平成 24 年 2 月	国土技術研究センター
河川・海岸事業の手引	昭和 62 年 4 月	愛知県
許可工作物技術審査の手引き ～チェックリスト～	平成 23 年 5 月	全国河川管理課長会議
多自然川づくりアドバイスブック	平成 21 年 4 月	愛知県建設部河川課
河川土工マニュアル	平成 21 年 4 月	国土技術研究センター
改訂護岸の力学設計法	平成 19 年 11 月	国土技術研究センター
解説・工作物設置許可基準	平成 10 年 11 月	国土技術研究センター
仮設計画ガイドブック(Ⅰ)(Ⅱ)	平成 23 年 3 月	全日本建設技術協会
水理公式集	平成 11 年 11 月	土木学会
道路土工要綱(平成21年度版)	平成 21 年 6 月	日本道路協会
道路土工－擁壁工指針(平成24年度版)	平成 24 年 7 月	日本道路協会
道路構造の手引き	平成 23 年 4 月	愛知県建設部
舗装設計施工指針	平成 18 年版	日本道路協会
舗装設計便覧	平成 18 年 2 月	日本道路協会

(2) 積算に関する書類

ア コスト縮減

実施設計において、工法・工程等について比較検討を行った。

イ 工事積算

積算基準は、愛知県建設部発行の「積算基準及び歩掛表その 1、その 2」に基づくシステムを導入し、市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」、「土木コスト情報」、「土木施工単価」により適正に算出されていた。

物価資料によらない場合は、3 社以上から見積りを徴収し、上下 30% の範囲内の平均見積価格を本工事採用単価としていた。

ウ 設計内訳書

内容に問題はなく適正に作成整備されていた。

積算体系、単価適用年月（平成 30 年 7 月 1 日）が設計書に記載され、根拠が明確であった。

【積算参考図書】

図書の名称	発行年月日	著者
愛知県積算基準及び歩掛表(その1)	平成29年10月1日	愛知県建設部
愛知県積算基準及び歩掛表(その2)	平成29年10月1日	愛知県建設部
用地調査及び物件調査委託業務積算基準	平成29年4月1日	愛知県建設部
土地改良工事積算基準(土木工事)	平成30年4月1日	農林水産省
平成30年度設計単価表	平成30年4月1日	愛知県建設部
建設物価	平成30年7月1日	(一財)建設物価調査会
積算資料	平成30年7月1日	(一財)経済調査会
土木コスト情報	平成30年7月5日	(一財)建設物価調査会
土木施工単価	平成30年7月5日	(一財)経済調査会
業者見積り	平成30年4月	各社

3-3 施工に関する書類

(1) 工事着手時提出書類

「現場代理人及び主任技術者届」は契約後5日以内に適正に提出させていた。

(2) 関係諸官庁への届出

「特定建設作業実施届出書」、「労働保険一括有期事業開始届」等を確認した。必要な諸手続きは的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

(3) 工事カルテ

各工事とも工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報サービス)登録は行われており、関連書類は適正に整備・保存されていた。

(4) 施工体系図及び施工体制台帳

中規模建設工事現場であるため、「愛知県土木工事現場必携(平成30年4月)」(P2-47)より、「統括安全衛生責任者及び安全衛生責任者」は、「準ずる者」に該当する。今後、指導の程お願いする。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させている。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条、「建設業法」第24条の7及び「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知)により元方事業者からの下請契約の状況を確認しておく必要がある。



さらに、竣工時には施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し等：「愛知県土木工事現場必携（平成30年4月）」（P2-70）参照）を提出させることが必要であるため、竣工時に再確認をお願いします。

※ 参考

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第14条の2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
- 公共工事においては、H27.4.1以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられている。  
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間）保存することが義務づけられている。  
(建設業法第40条の3、同施行規則第26条、第28条)

(5) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、提出され整備されていた。実施工程表には出来高数値（曲線グラフ）を書き込みリンクさせ、工程管理は適正であった。

(6) 履行報告書

前月までの履行状況を毎月5日までに実施工程表により提出させていた。

計画出来高と実施出来高は工程表で色分けし、適切に進捗出来高数値を把握していた。また、11月末現在で「変更工程表」を提出させ適切な進捗管理がなされていた。

(7) 施工計画書

作業手順に従い施工計画を記載し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう適切に作成していた。

(8) 写真管理

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適切に整理されていた。

(9) 工事材料関係の書類

使用材料承認願などは、工事受注者から監督職員に提出され、適正に整備されていた。

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督職員に

提出させ、適正に整備・保存されていた。また、指定材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させ適正であった。

#### (10) 打合せに関する書類

関係者協議や打合せは適時に実施されており、関係書類も整備・保存されていた。

### 3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は適正であった。

(2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約など適正に実施されていた。

(3) 産業廃棄物処理業者の契約書の保管整理が適切に実施されていた。

(4) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第5条第2項に規定する事業者である。工事完成後は速やかに「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成されたい。

施工計画添付の再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を確認し適正であった。

※「COBRIS」(Construction Byproducts Resource Information interchange System)

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(ラージリサイクル法) および「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) により義務づけられている書類の作成を電算上で行うことによって、記入者の負担の軽減等を図る。
- ・建設リサイクル法の趣旨を踏まえて、建設廃棄物の計画的な再資源化と再生材の利用を推進する。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。

### 3-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。

(2) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY(危険予知)活動記録で周知徹底がなされていた。

(3) 現場に建設機械の燃料（軽油缶）があった。消防法第 17 条及び同施行規則第 6 条、第 7 条の規定により消火器を設置しておくこと。

(4) 本工事場所は五条川沿いの住宅地に隣接し、歩行者及び自転車の通行がある。  
建設機械横に安全な作業員通路を明確に示し、第三者への「関係者立入禁止」等の周知啓発看板を設置すること。

また、工事関係車両等の駐車場所を作業員に周知徹底させ、近隣道路及び周辺環境への配慮をお願いする。

#### 4 現場施工状況調査における所見

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 労働安全衛生規則第 519 条の規定により、高さが 2 m 以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手摺、覆い等の措置を講じる必要がある。

護岸天端の一部分に危険箇所があるため、十分な安全管理の徹底をお願いする。また、KY 活動を通じて作業員の意識高揚に努めていただきたい。

(3) 護床工（ふとんかご）の中詰石は、かごの網目より大きな割ぐり石を使用しているが、空隙を少なくしなければならない。（「土木工事標準仕様書」第 4 編 河川編（P4-12）参照）

中詰石が部分的に少ない箇所があったので補修させること。

#### 5 技術調査全般

工事監査により、書類の検査、工事实施状況を確認した。

各種届出書や施工計画、施工段階確認検査、工事報告書など工事監督職員による施工管理（工程内検査、段階検査）は適切に実施されていた。

今後も、工程の段階ごとに必要な書類の作成や検査等を、チェックシートなどを活用することで遺漏のないように実施し、効率的で適正な管理をされたい。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での監理が大切である。発注者は指導的立場により、適切な指示・指導を行い、受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図り、第三者災害のないよう施工中及び工事終了後の安全管理の徹底をすることにより無事故・無災害での完成をお願いする。

文書中の下線部は、

\_\_\_\_\_：留意事項

.....：今後に向けての検討要望事項 である。